

岩手県告示第374号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第612号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和7年6月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市箱石、墓目及び花輪地内
- 2 実施した期間 令和6年11月25日から令和7年3月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量、三次元点群測量及び地形測量